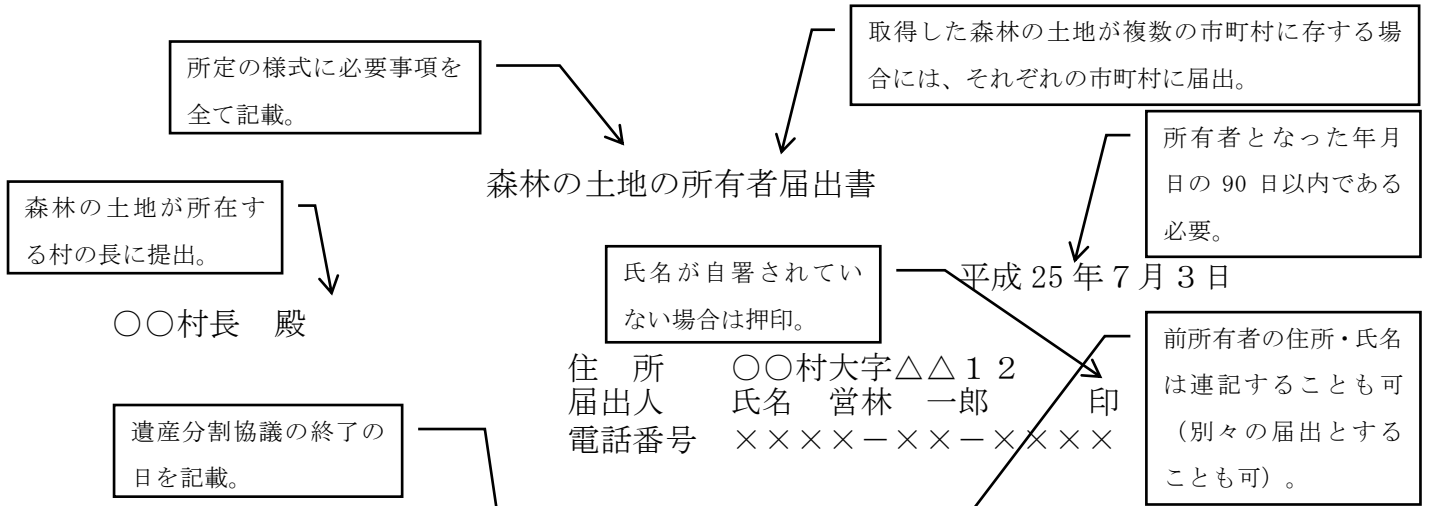


⑥ 届出人が個人で相続により所有権を取得し遺産分割協議が終了した場合（2）  
（相続後90日を過ぎて遺産分割協議が終了）

- ※ ③又は④の届出に加えて、下記の内容の届出が必要となります。
- ※ 下記は、法定相続人が子3名で1/3ずつの持分を持ち、ある子が分割協議により取得した他の2名の持分の合計2/3について届出を行う場合の例。



次のとおり新たに森林の土地の所有者となったので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

所有権の移転に関する事項	前所有者の住所		前所有者の氏名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕				
	●●県▲▲市■町1-2-3		营林 二郎				
	●●県▼▼市◆町4-5-6		营林 梅子				
	所有者となった年月日		所有権の移転の原因				
平成25年4月11日		相続（遺産分割協議）					
土地に関する事項	番号	土地の所在場所				面積 (ha)	持分割合
		市町村	大字	字	地番		
	1	〇〇村	△△	-	2012	2.5250	2/3
	2	〇〇村	△△	-	2013	1.8695	2/3
	3	〇〇村	△△	-	2014	3.3340	2/3
計						7.7285	
備考	用途は林業、境界は承知、それぞれの土地につき1/3の持分を保有						

注意事項

- 新たに所有者となった森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載し、第5位を四捨五入すること。
- 持分割合は、新たに所有者となった土地について共有している場合に記載すること。
- 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 規則第5条の2第2項に規定する次の書類を添付すること。
  - 当該土地の位置を示す地図
  - 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

原因欄は「相続（遺産分割協議）」と記載。

相続した共有状態の森林の村内の全てを記載。